

# 団体名義（人格のない団体等）の預金口座を開設されるお客さまへ

令和7年12月

近年、預金口座を悪用した特殊詐欺等の犯罪が数多く発生し、マネー・ローンダリング等の重要性が高まっていることを受け、当金庫では、団体名義（**人格のない団体※1、任意団体※2**）での口座を開設されるお客さまに、「犯罪収益移転防止法等」で求められている取引時確認に加えて、下記の書類等をお持ちいただいたうえで、団体の活動内容等についてお尋ねさせていただくなど、口座開設にかかる審査を行っております。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を願い申し上げます。

**なお、団体の内容が確認できないお客さまについては、団体名義での口座開設のお申し込みを受付いたしかねる場合がございますのでご了承ください。**

※1 人格のない団体とは、社団や財団としての実体を有しているが、法人格のない団体をいいます。  
(例：PTA、町内会、○○管理組合 など)

※2 任意団体とは、それぞれの個人や法人等に帰属する預金を合算して口座を開設するお客様のことをいいます。  
(例：旅行積立金、親睦会 など)

## ＜人格のない団体の要件＞

1. 団体としての組織を備えていること
2. 多数決の原則が行われていること
3. 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
4. その組織において、代表の選出方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること

※下記の必要書類を提出いただけない場合は、口座開設をお受けできませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類はコピー（写し）をいただきますので、あらかじめご了承ください。

## ＜お持ちいただく書類等＞

1. 団体の規約（「団体の代表者様の証明」があるもの）
2. 団体の活動実績が分かる資料
3. 団体の総会議事録
4. 団体の収支報告書
5. 代表者さま、及び来店者さまの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの証明書類）

※ 上記記載のない書類等が必要な場合があります。

※ 口座開設後においても、定期的に上記書類の提出を求める場合があります。

## ＜口座開設の審査について＞

- 書面での資料をご提出いただけない場合や審査の結果、団体名義での口座開設のお申込みにお応えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 原則、複数の普通預金口座の開設、キャッシュカードの発行はお断りさせていただいております。
- 審査のご回答については、2週間程度のお時間をいただく場合があります。また、ご提示いただいた資料の写しはご返却いたしませんのでご了承願います。